

【軽費老人ホーム施設利用料】 令和7年4月1日現在

軽費老人ホームの利用料は、奈良市軽費老人ホーム運営要綱に定められています。

施設利用料は、①サービス提供費（施設事務にかかる経費）と②生活費（食費、光熱水費等）の合計となります。

① サービス提供費

月 額 **83,390円**（※ご本人の収入階層により減免されます、別表のとおり）

② 生活費

月 額 **57,110円**（但し11月から3月までは冬期加算として**2,230円**加算）

【サービス提供費本人徴収額一覧表】

（円）

階層	ご本人の年間収入額	減免される額	ご本人負担額
1	1,500,000円以下	73,390	10,000
2	1,500,001～1,600,000	70,390	13,000
3	1,600,001～1,700,000	67,390	16,000
4	1,700,001～1,800,000	64,390	19,000
5	1,800,001～1,900,000	61,390	22,000
6	1,900,001～2,000,000	58,390	25,000
7	2,000,001～2,100,000	53,390	30,000
8	2,100,001～2,200,000	48,390	35,000
9	2,200,001～2,300,000	43,390	40,000
10	2,300,001～2,400,000	38,390	45,000
11	2,400,001～2,500,000	33,390	50,000
12	2,500,001～2,600,000	26,390	57,000
13	2,600,001～2,700,000	19,390	64,000
14	2,700,001～2,800,000	12,390	71,000
15	2,800,001～2,900,000	5,390	78,000
16	2,900,001以上	0	83,390

● 1ヶ月の利用料は、例えば年収が150万円以下の場合、階層は上表で1となり、サービス提供費は10,000円となります。それに、②の生活費57,110円の合計で、**67,110円**となります。冬期（11月～3月）の間は、生活費に**2,230円**加算されますので、**69,340円**となります。